厚生労働省
岩手労働局

**Press Release**

岩手労働局発表
平成 28 年 10 月 28 日

報道関係者　各位


| | |
|---|---|
| 照 | 岩手労働局労働基準部監督課 |
| | 監督課長　　上条 訓之 |
| 会 | 主任監察監督官　　川上 明 |
| | （電話）019-604-3006 |
| 先 | （FAX）　019-604-1534 |


# 11 月は「過労死等防止啓発月間」です

## ～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

岩手労働局（局長 久古谷敏行）は、厚生労働省が定める 11 月の「過労死等防止啓発月間」（以下、「月間」という。）中に、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」などの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等(*1)を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

**【過重労働解消キャンペーンの取組の概要（岩手労働局）】**

1　重点監督の実施

岩手労働局が平成 27 年度に行った過重労働（過労死等）による健康障害防止のため、監督指導を行った 152 事業場のうち、労働関係法令に係る違反があった事業場は、127 事業場（全体の 83.6%）であり、特に、85 事業場（55.9%）に違法な時間外労働が確認されたところです(別紙参照)。

このため、この月間中には、長時間労働の疑いがあると考えられる事業場などに集中的な監督指導を実施します。

2　労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問の実施

労働局長が長時間労働削減等に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を広報します（実施日時：11 月 17 日（木）13:30～　社会福祉法人 永友会)。

3　電話相談の実施

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施します。

実施日時　　：　11 月 6 日（日）9:00～17:00　　フリーダイヤル：0120（794）713

4　過重労働解消セミナーの開催

11 月 9 日（水)、14:00～16:30(無料先着 100 名程度)大通会館リリオにて開催します。

5　労使の主体的な取組の促進

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、県内の使用者団体等に対し、労働局長名による協力要請を行いました(*2)。

*1　「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

*2　労働局長及び労働基準部長等の労働局幹部から県内使用者団体等に対し、過重労働解消の要請を 10月中に行いました。

（別紙）

# 過重労働による健康障害（過労死等）防止のための監督指導結果

## １　法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

### ○　監督指導の実施状況

平成 27 年度における過重労働による健康障害（過労死等）の防止のための監督指導を 152 事業場に対して実施したところ、127 事業場（全体の 83.6%）で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。

主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 85 事業場（55.9%）、賃金不払残業があったものが 29 事業場（19.1%）であった。

表１　監督実施件数等

| 事項／業種 | | 監督実施事業場数 | 労働基準関係法令違反があった事業場数（注１） | 主な違反事項 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 労働時間（注２） | 賃金不払残業（注３） | 健康障害防止対策（注４） |
| 合計 | | 152<br>(100.0%) | 127<br>(83.6%) | 85<br>(55.9%) | 29<br>(19.1%) | 18<br>(11.8%) |
| 主な業種 | 製造業 | 55<br>(36.1%) | 48<br>(31.6%) | 32 | 11 | 9 |
| | 建設業 | 14<br>(9.2%) | 10<br>(6.6%) | 5 | 2 | 0 |
| | 運輸交通業 | 11<br>(7.2%) | 10<br>(6.6%) | 6 | 1 | 1 |
| | 商業 | 29<br>(19.1%) | 21<br>(13.8%) | 17 | 9 | 3 |
| | 保健衛生業 | 6<br>(3.9%) | 4<br>(2.6%) | 3 | 2 | 0 |
| | 上記以外 | 37<br>(24.3%) | 34<br>(22.3%) | 22 | 4 | 5 |

（注１）括弧内は、152 事業場を 100.0%とした場合の割合である。

（注２）労働基準法第 32 条違反〔36 協定なく時間外労働を行っているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

（注３）労働基準法第 37 条（割増賃金）違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

（注４）労働安全衛生法第 18 条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月１回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第 66 条違反〔健康診断を行っていないもの〕などを計上している。

表２　事業場の規模別の監督実施件数

| 事業場の規模別の監督実施件数 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | １～９人 | 10～29 人 | 30 人～49 人 | 50 人～99 人 | 100 人～299 人 | 300 人以上 |
| 152 | 34<br>(22.4%) | 53<br>(34.9%) | 24<br>(15.8%) | 23<br>(15.1%) | 13<br>(8.6%) | 5<br>(3.3%) |

（注）括弧内は、152 事業場を 100.0%とした場合の割合である。

表３　企業規模別で見た場合の監督実施件数

| 企業規模別で見た場合の監督実施件数 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | １～９人 | 10～29 人 | 30 人～49 人 | 50 人～99 人 | 100 人～299 人 | 300 人以上 |
| 152 | 9<br>(5.9%) | 24<br>(15.8%) | 27<br>(17.8%) | 23<br>(15.1%) | 27<br>(17.8%) | 42<br>(27.6%) |

（注）括弧内は、152 事業場を 100.0%とした場合の割合である。

## ２　健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

監督実施事業場のうち 89(全体の 58.6%)事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表４　過重労働による健康障害防止のための指導状況

| 指導事業場数 | 指導事項（注１） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 面接指導等の実施（注２） | 衛生委員会等における調査審議の実施（注３） | 月 45 時間以内への削減（注４） | 月 80 時間以内への削減（注５） | 面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注６） |
| 89 | 15 | 27 | 32 | 60 | 12 |

（注１）指導事項は、重複があり得る。

（注２）２ないし６月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は１月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注３）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の２に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注４）時間外・休日労働時間を１か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注５）時間外・休日労働時間を１か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

（注６）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

## ３　監督指導において把握した実態

### ○　時間外・休日労働時間が最長の者の実績別状況

違法な時間外労働があった 85 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、34 事業場（40.0%）で１か月 100 時間を超えており、そのうち、7 事業場（8.2%）で１か月 150 時間超えていた。

表 5 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績別状況

| 時間外休日労働が最長の者の実績 | １月当たり 45 時間以下 | １月当たり 45 時間超 80 時間以下 | １月当たり 80 時間超 100 時間以下 | １月当たり 100 時間超 150 時間以下 | １月当たり 150 時間超 200 時間以下 | １月当たり 200 時間超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業場数 | 24 | 11 | 16 | 27 | 4 | 3 |

## ４　今後の対応について

岩手労働局においては、過重労働の解消を最重要課題として監督指導の実施などに取り組むほか、「岩手労働局働き方改革推進本部」を設置し、岩手県と連携しつつ、労働局幹部による県内企業経営陣等への労働時間の設定改善に向けた働きかけを行っています。

また、本年４月には労働基準部監督課に「過重労働特別監理監督官」を配置し、長時間労働の抑制及び過重労働防止対策の一層の強化に取り組んでいるところです。

長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ、過重労働による健康障害（過労死等）の発生が懸念される事業場に対して的確な監督指導を実施するとともに、重大かつ悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処することとしています。

# 過重労働解消に向けた取組の要請を行いました
## ～平成28年度過重労働解消キャンペーンが始まります～

厚生労働省が定める11月の「過労死等防止啓発月間」中に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」等の取組を行います。同キャンペーンに先立ち、労働局長等が使用者団体等に過重労働解消の要請を行いました。

### 労働局長による過重労働解消の要請

10月14日(金）、久古谷敏行労働局長が岩手県商工会連合会を訪問し、高橋会長に要請書を手交しました。「労働保険適用促進強化月間（参考）」に関する要請も併せて行いました。

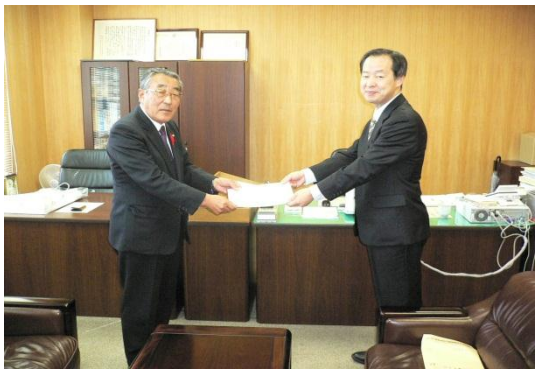

高橋会長に要請書を手交する久古谷局長

同キャンペーンの説明を行う久古谷局長

### 労働基準部長等による過重労働解消の要請

10月21日（金）、ホテル東日本において、田中稔労働基準部長から経営者協会副会長に対し、労働局長名による要請書を手交しました。その後、監督課長から同協会会員企業に対して、過重労働解消に係る取組の講義を行いました。

要請内容を説明する田中労働基準部長

副会長に要請書をする田中労働基準部長

### 過労死等防止啓発月間中の取組

- ○ 長時間労働の疑いがあると考えられる事業場等への重点監督
- ○ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（11月8日（火)、エスポワールいわて)
- ○ 過重労働解消セミナーの開催（11月9日（水）、大通会館リリオ）
- ○ 「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）の実施（11月6日（日））

お問い合わせ先：岩手労働局労働基準部監督課　（電話）０１９－６０４－３００６

厚生労働省岩手労働局

# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

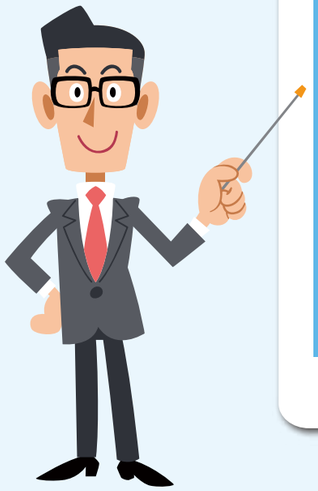

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を**「過労死等防止啓発月間」**と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて**「過労死ゼロ」**の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

## 過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

### ■過労死等防止対策推進シンポジウム

全国42都道府県において計43回開催します。開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

**［開催地］**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 秋田県 | 山形県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 |
| 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 | 新潟県 | 富山県 | 石川県 | 福井県 | 山梨県 |
| 長野県 | 岐阜県 | 静岡県 | 愛知県 | 三重県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 |
| 奈良県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 | 山口県 | 徳島県 | 愛媛県 |
| 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | | | |

**【専用フリーダイヤル】0120-976-344**
**【専用ホームページ】https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/**

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

# 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

**無料** 過重労働等に関する相談はこちら
**「過重労働解消相談ダイヤル」**
▶ **0120-794-713**（なくしましょう 長い残業）
**11月6日(日) 9:00～17:00**

専用WEBサイト 過重労働解消キャンペーン 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年11月に施行された**「過労死等防止対策推進法」**において、11月は**「過労死等防止啓発月間」**とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う**「過重労働解消キャンペーン」**を実施します。

## 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が 60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患等に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

## 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

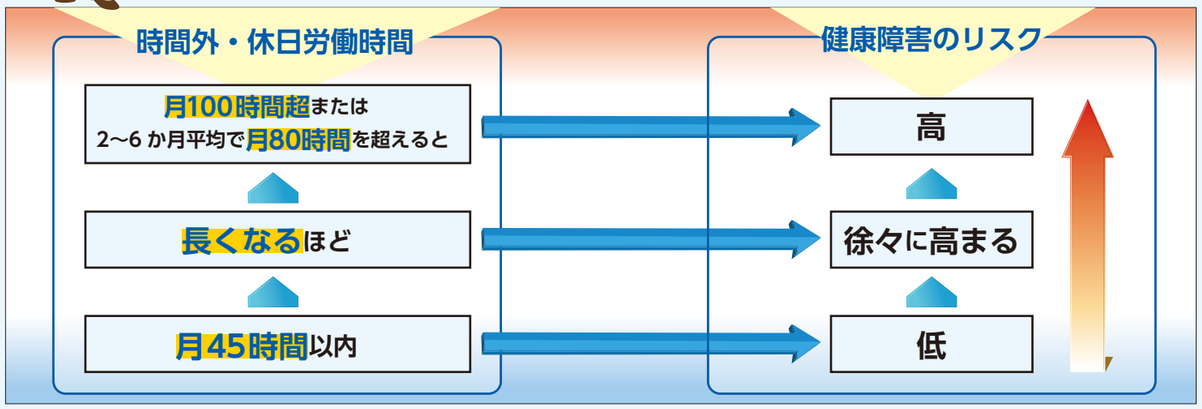


（上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。）

## 過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。

### 過重労働による健康障害を防止するために※2

**①時間外・休日労働時間を削減しましょう。**

- 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準※3に適合したものとする必要があります。
- 特別条項付き協定※4により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。

**②年次有給休暇の取得を促進しましょう。**

- 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

**③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。**

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

### 賃金不払残業を解消するために※5

①職場風土を改革しましょう。
②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）
※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）
※3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）
※4 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。
※5「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

**これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は**

**平成28年11月6日（日）休日電話相談▶ フリーダイヤル 0120-794-713 なくしましょう 長い残業 にご相談ください。**

## 厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

**1 労使の主体的な取組を促します。**
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

**2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。**
都道府県労働局長が管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

**3 重点監督を実施します。**
①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、
②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

**4 電話相談を実施します。**
「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。
実施日時：平成28年11月6日（日）9：00～17：00 フリーダイヤル 0120-794-713 なくしましょう 長い残業

**以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。**

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間　平日8:30～17:15）
労働条件相談ほっとライン フリーダイヤル 0120-811-610 はい！ろうどう（月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00）
労働基準関係情報メール窓口（情報提供）　労働基準　メール窓口　検索

**5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。**
企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で計60回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

**【専用ホームページ】http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/**

# 岩手 会場

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

参加無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 平成28年11月8日(火)
18:30～20:30 (受付18:00～)

会場 エスポワール いわて 2階 大ホール
(盛岡市中央通1丁目1-38)
[定員]100名

主催：厚生労働省
後援：岩手県、盛岡市、岩手弁護士会、岩手県経営者協会
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
連合岩手、岩手県教職員組合、働く者の生命・健康を守る会

平成28年度厚生労働省委託事業

# 過重労働解消のためのセミナー

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

# 残業時間を減らして業績をアップさせてみませんか？

～ワーク・ライフ・バランスで社員もイキイキ～

過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、「長時間労働の削減」「労働時間管理」「健康障害防止対策」といった取組みを進めることが重要です。本セミナーでは、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。

参加費 **無料**

各回定員 **100名** 事前予約制（先着順）

**受講対象者** 事業主の方、企業の人事労務担当責任者の方など

**内容** 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など

| カリキュラム | 項　目 | プログラム【150分程度を予定しています】 |
|---|---|---|
| 開　始 | セミナー概要、配布資料の確認 | 開講の挨拶・講師紹介 |
| 講　義 | チェックシートによる自社分析 | セミナーの中で、過重労働防止対策のポイントを効果的に学べるように、自社の「過重労働状況」を分析 |
| | （1）「過重労働」の現状と企業経営に与える影響 | 脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況から見る、過重労働の現状を説明<br>過重労働防止対策に取り組まない場合に、どのような影響があるかを紹介・解説 |
| | （2）過重労働防止対策に必要な知識 | 「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」等、<br>過重労働防止対策に取り組む上で、事業主及び人事労務担当者が知っておくべき法令等を紹介・解説 |
| | （3）陥りがちな違法行為 | 典型的な違法事例である①「違法な時間外労働」②「賃金不払残業」などの身近な問題や、<br>③「過重労働による健康障害防止措置の不実施」などを紹介・解説 |
| | （4）事業主等に求められる措置 | 過重労働防止対策に取り組む上で、事業主と人事労務担当者に求められる措置を解説 |
| | （5）過重労働に関する改善取組事例の紹介 | 過重労働防止に向けた取組事例の紹介・解説 |
| まとめ | | 総括・アンケートの記入および回収 |

**セミナーでは、過重労働解消の取組み事例を紹介します。**

企業がどのように課題解決を行なったのか、そのプロセスや改善後の状況、業績に与える影響などについて、テキストには記載されていない具体的取り組みの例を講師がご紹介いたします。奮ってご参加下さい！

**申込方法**

**本紙裏面のFAX申込書**

**FAX 03-5913-6409**

受付後メールまたは電話でご連絡差し上げます。

**専用webサイトへ**

LEC 過重労働解消

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。


お問い合わせは　委託運営：LEC東京リーガルマインド　過重労働解消セミナー運営事務局　担当　桑田・早川

〒164-0001東京都中野区中野4−11−10アーバンネット中野ビル　TEL:03−5913−6033(平日9時～18時)　FAX:03−5913−6409

E-mail:　kaju-seminar@lec-jp.com　専用HP：http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/


DV1606068

# 労働基準監督行政について

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの労働基準関係法令は、罰則をもって最低の労働条件の遵守を求めるものである。

法令違反があった場合に、労使間の交渉や民事裁判による紛争解決だけでは長時間を要する等、権利救済の観点からは不十分である。

このため、違反行為の発生を未然に防止し、かつ、早急に是正させるための機能を持つ、労働基準監督官制度を設けている。

【概要・仕組み】

**臨検監督**

工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して労働基準法などの法律違反が認められた場合、是正勧告 （*）、機械・設備などの使用停止などを命ずる行政処分を行う。

（＊）法律違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。

**災害調査**

重篤な労働災害が発生した場合に災害の発生現場に赴き、労働災害発生原因を調査し、事業主に災害発生防止対策を講じさせる。

**司法警察実務**

度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、取調べなどの任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検。

厚生労働省岩手労働局

# 労働基準監督の仕組み

※労働基準監督官の主な仕事になります

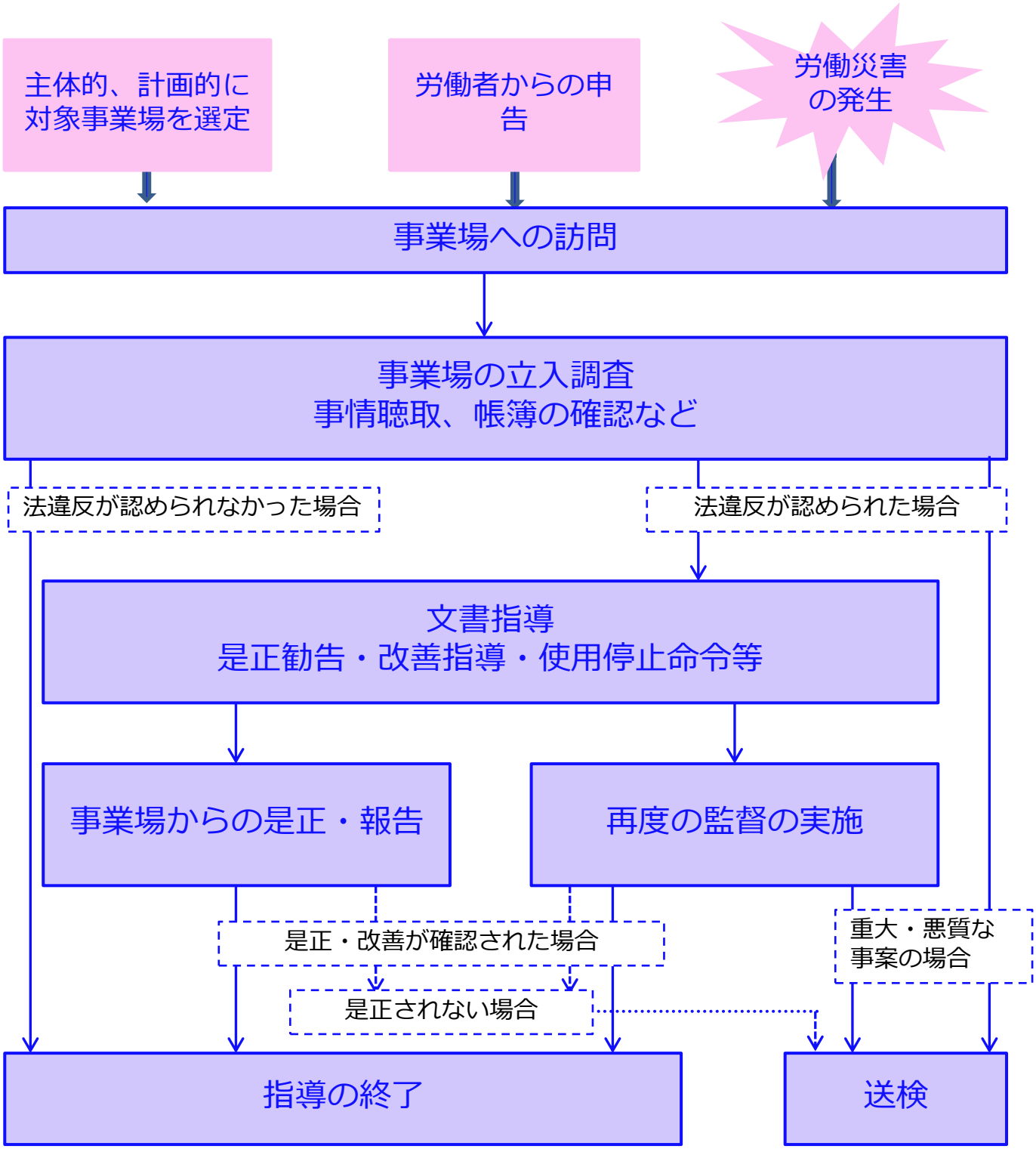


注1　上図は一般的な流れを示したものであり、事案により異なる場合もあります。
注２　監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

厚生労働省岩手労働局